

竹田市歴史文化館 市民ギャラリーの利用について

竹田市歴史文化館条例および施行規則に定めた規定に基づき、市民ギャラリーの利用に関して必要な事項をここに定めるものとする。

1. 利用時間および休館日について

ア. 利用時間 9時～17時（最終入場は16時30分まで）

※開館時間に同じ。

※催事の準備・撤収に要する時間はこの限りではありませんが、要事前相談。

イ. 休館日 毎週木曜日 年末年始（12月29日～1月3日）

※木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日
後において最初の休日でない日が休館日になります。

※休館日を催事の準備・撤収日にする場合は、要事前相談。

2. 利用の手続きについて

ア. 利用までの流れ

①予約 →②本申請 →③事前打合せ →④利用（準備・運営・撤収）

イ. 受付期間（予約申込） 約6か月前から、利用開始日の1か月前まで

※利用開始日を含む月の6か月前の月の1日から予約申込ができます。

ただし、1日が休館日の場合は、その直後の開館日からになります。

例1 … 希望利用期間 9月12日～9月24日 の場合

→6か月前にあたる3月1日から予約申込ができます。

例2 … 希望利用期間 4月29日～5月10日 の場合

→6か月前にあたる10月1日から予約申込ができます。

※竹田市歴史文化館が市民ギャラリーを使用する場合や、竹田市が主催もしくは共催する催事が催される期間など、希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

※市民ギャラリーの空き状況は竹田市ホームページにて随時お知らせする予定です。

申込場所 竹田市歴史文化館窓口 電話での予約申込は受け付けておりません。

○仮予約受付開始日早見表

利用開始月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
仮予約受付開始日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
利用開始月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
仮予約受付開始日	1月4日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日

ウ. 本申請（利用申請）と利用許可

窓口での予約時に利用許可申請書をお渡しいたしますので、速やかに歴史文化館へ利用許可申請書を提出してください。歴史文化館で内容を審査し、利用許可書を交付します。

↓) 申請書

様式第1号(第4条関係)
竹田市歴史文化館(ギャラリー・駐車場)利用許可申請書

年月日

竹田市教育委員会 様

住所(〒)
団体名及び
申請者 代表者氏名 (印)
(電話:)

竹田市歴史文化館(ギャラリー・駐車場)を利用したいので、竹田市歴史文化館条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用の目的 (催事の名称)		
利用期間	年月日 曜日 時分から	年月日 曜日 時分まで
利用区分	ギャラリー	展示台・展示ケース・インフォメーションカウンター・可動パネル・他()、冷暖房(要・不要)
	駐車場	駐車場待合分・駐車場余画、電気水道(要・不要)
利用内容 (詳細に)		
出展点数 (ギャラリー)	点 (別添展示目録のとおり)	
入館料徴収の有	有(一般 円、児童・生徒 円、その他 円)・無	
使用料	円	(内訳) 別添、冷暖房費等を加算 利用期間: 日 時間、時間外 時間 ギャラリー: 800円×日、100円×時間 時間外100円×150/100×時間 駐車場: 400円×台×日、50円×台×時間 時間外50円×150/100×台×時間

※通常の開館時間における駐車場の利用は、特別の場合を除き原則許可しない。

↓) 許可書

様式第2号(第4条関係)
竹田市歴史文化館(ギャラリー・駐車場)利用許可書

第 号

年月日

竹田市教育委員会 (印)

竹田市歴史文化館(ギャラリー・駐車場)の利用を次のとおり許可します。

利用の目的 (催事の名称)	年月日 曜日 ~ 年月日 曜日	
利用期間	利用期間 日間	
利用区分	ギャラリー	展示台・展示ケース・インフォメーションカウンター・可動パネル・他()、冷暖房(要・不要)
	駐車場	駐車場待合分・駐車場余画、電気水道(要・不要)
入館料徴収の有	有(一般 円、児童・生徒 円、その他 円)・無	
使用料	円	内訳(申請から徴収までを含む) 利用期間: 日 時間、時間外 時間 ギャラリー: 800円×日、100円×時間 時間外100円×150/100×時間 駐車場: 400円×台×日、50円×台×時間 時間外50円×150/100×台×時間 冷暖房費: 400円×日、50円×時間 光熱水費: 200円×日、25円×時間
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用に当たっては、職員の手指示に従うこと。 施設利用は、監視者を配置すること。 許可なき施設、設備、備品等を利用しないこと。 施設、設備、備品、展示品等の滅失、損傷等の責任をとること。 駐車場利用で電気、水道を使用するときは、1日当たり200円を納入すること。 	

※申請書裏面の誓約書も記入してください。

エ. 利用の不許可・取消・制限

次の場合は、利用を許可できません。また、利用の許可を取消または制限させていただきます。

- ①利用の目的が歴史文化館の設置の目的に適合しないと認められるとき。
- ②公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- ③建物、設備及び器具等をき損するおそれがあるとき。
- ④管理上支障があると認められるとき。
- ⑤偽りその他不正な手段により許可を受け、または許可の条件に違反したとき。

オ. 利用開始前の事前打合せについて

利用開始日の2週間前までに歴史文化館にて担当職員との事前打合せを済ませてください。確定した利用内容（展示の場合、展示物の種類・展示数・展示方法、受付や監視などの人員配置）を職員へ伝達し、職員から利用にあたっての注意事項や指示・アドバイスを受けてください。

3. 利用上の注意・禁止事項について

竹田市歴史文化館市民ギャラリーの利用者及び入場者は次の事項を守らなければなりません。

ア. 会場の管理

利用期間中は必ず責任者又はその代理者が常駐し、作品の管理、会場の受付、案内、監視等は利用者が行ってください。

館内に生花を飾ることは、開会式等の際であってもできません。

イ. 事故防止

非常口、消火設備等の場所を確認し、地震、火災等の災害が発生した場合は、入場者を安全に避難誘導してください。展示品の事故や会場、受付での金品の盗難については一切責任を負いません。

ウ. 利用当日の注意事項

①利用時間の厳守

許可された利用期間（時間）には会場の設営・撤去、作品等の搬入・展示・搬出の時間も含まれます。利用時間を超えて作業等を行う場合は、事前に職員から許可を得てください。

②施設内外の整理等

催事に係る入場の誘導・整理、附属設備・器具の管理、展示品の管理は、利用者で責任をもって行ってください。利用の許可を受けていない場所には立ち入らないでください。

③会場の設営・撤去、作品等の搬入・展示・搬出

- i 搬入、展示、撤去及び搬出の際は、職員の指示に従ってください。
- ii 搬出・搬入は所定の出入口から行ってください。
- iii 展示方法は事前に職員と協議してください。利用期間における事項、破損については、利用者側の責任です。安全対策に万全を期してください。
- iv 開館中に各種作業を行う場合は、来館者の迷惑にならないように配慮して作業を行ってください。

④看板・ポスター等の掲示

館内では所定の場所以外での掲示はできません。事前に職員に相談してください。

⑤目的外利用等の禁止

利用許可書に記載されている目的外での使用等はお断りします。

⑥造作等の制限

利用にあたり造作等を要する場合は職員に相談してください。

⑦原状回復

催事終了後、利用した施設、附属設備、器具等を利用前の状態に戻して、職員の点検を受けてください。また、利用後の清掃もお願いします。

⑧損害賠償

施設・附属設備・器具等を損傷し、または滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。

⑨館内での飲食・喫煙について

竹田市歴史文化館は文化財の保存展示施設であるため、施設内での持ち込みによる飲食はできません。ペットボトル程度の飲水に限ります。

⑩ゴミ等の回収

利用に伴い発生するゴミ（展示・撤去、受付等の全てのゴミ）は、当日中に利用者側で持ち帰ってください。

エ. 展示作品等の制限

①作品の重量について

作品の重量によっては展示できない作品もあります。

②不快音、高温、煙霧又は悪臭等を発するなど、他に不快感や悪影響を及ぼす作品は展示できません。

③刃物や火気等の危険物の仕様や、落下、倒壊のおそれがあるなど、人に危害を及ぼすおそれがある作品は展示できません。

④施設、施設設備を損壊・汚損するおそれがある作品は展示できません。

⑤動物、植物（生花含む）、水等の液体、乾燥が不十分なもの、あるいは腐敗や害虫発生のおそれがあるものなど、展示環境に悪影響を及ぼすおそれがあるものは館内に持ち込むことができません。

⑥その他、歴史文化館が適当でないと判断する作品も展示できません。

オ. 会場設営時、作品等の搬入時の注意

原則、事前に両方で決めた日時以外での会場設営、搬入は認めません。予定した作業時間が大幅に変更になる場合は必ず連絡してください。

作品を収納する箱や梱包材などの保管はできません。一度持ち帰り搬出時に再度持参してください。

4. 使用料について

市民ギャラリーの使用料は下表のとおりです。利用期間と冷暖房の使用状況に応じて決まった金額を歴史文化館窓口にてお支払いください。

区分	単位	使用料		冷暖房費
ギャラリー	1日	入場料を徴収しないとき	800円	400円
	1日	入場料を徴収するとき	4,000円	

※1 入場料とは、入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。

※2 1日の使用時間は、午前9時から午後5時までとし、使用時間以外の時間に使用する場合は、通常の使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

※3 使用時間が1日に満たないときは、使用料及び冷暖房費を時間割計算することができる。

※4 時間割計算をする場合で、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げて計算する。

※5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

○使用料の減免について

以下に該当する場合は、使用料を減免できる場合があります。減免を受けようとする利用者は、使用料減免申請書を歴史文化館へ提出してください。

- ①竹田市が主催、又は共催する催事に利用するとき（全額）
- ②竹田市が経費の一部を負担して後援する催事に利用するとき（5割相当）
- ③学校、その他教育委員会が催事に利用するとき（全額）
- ④この他、竹田市長が特に必要と認めるとき（認める額）

↓) 申請書

様式第5号(第7条関係)
竹田市歴史文化館(ギャラリー・駐車場)使用料減免申請書

申請日 年 月 日

竹田市教育委員会 様

申請者
住 所
団 体 名
氏 名(責任者) (印)
(電話)

竹田市歴史文化館条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり使用料の減免を申請します。
なお、利用に際しては、竹田市歴史文化館条例及び同施行規則を遵守するとともに、職員
の指示に従います。

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日(日間)
目 的	
減 免 理 由	1 市と共催(規則第7条第1項第1号による) 2 市が後援(規則第7条第1項第2号による) 3 教育機関(規則第7条第1項第3号による) 4 必要と認めるとき(規則第7条第1項第4号による) 5 その他
備 考	

↓) 許可書

様式第6号(第7条関係) 第 号

竹田市歴史文化館(ギャラリー・駐車場)使用料減免許可書

申請者 年 月 日
住 所
団 体 名
氏 名(責任者) 様

竹田市教育委員会 印

年 月 日付けで申請があった件について次のとおり許可します。

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日(日間)
減免該当理由	竹田市歴史文化館条例施行規則第7条第1項第 号の規定による。
減 免 額	円(本来使用料: 円) 減免割合 %
許 可 条 件	
備 考	

〔申込／問い合わせ〕

竹田市歴史文化館・由学館
〒878-0013 大分県竹田市大字竹田 2083 番地
TEL&FAX 0974-63-2200

利用許可の審査基準

次のような場合には利用の許可ができません。

竹田市歴史文化館条例に基づく「利用の許可」に係る運用について、条例第12条に定める利用の制限の基準については、次のとおりとします。

(1)「公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 徒党を組み、又は騒音を発生させ、他の物の利用を妨害するおそれがあると認められるとき。
- イ 酩酊し、又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為を行うおそれがあると認められるとき。
- ウ 大分県迷惑防止条例第2条（粗野又は乱暴な行為の禁止）もしくは第3条（卑わいな行為の禁止）に規定する行為又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。
- エ 賭博行為等にあたるおそれがあると認められるとき。
- オ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、唆す等、反社会的な行為を助長するおそれがあると認められるとき。
- カ 危険物、動物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込み、他の者の利用を妨害するおそれがあると認められるとき。
- キ その他公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(2)「施設、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 許可なくはり紙をする、釘の類をうつ、落書きをするなど施設等を汚損し、又は破損する行為及びこれらに準ずる行為を行うおそれがあると認められるとき。
- イ 施設等を不適切に取り扱い損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3)「管理上支障があるとき」とは、次のようなときをいう。

- ア 歴史文化館の設置の目的に適合しない利用を認められるとき。

- イ 営利を主たる目的とするとき。
- ウ 定員以上の者が利用すると認められるとき。
- エ 防災、保安上入場の制限が必要な時。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が、集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められるとき。
- カ 公共の福祉を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。

【参考】

「竹田市歴史文化館条例」

(利用の制限)

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する利用許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的が、歴史文化館の設置目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備又は展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

「竹田市歴史文化館市民ギャラリーの利用について」

エ. 利用の不許可・取消・制限

次の場合は、利用を許可できません。また、利用の許可を取消または制限させていただきます。

- ①利用の目的が歴史文化館の設置の目的に適合しないと認められるとき。
- ②公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。
- ③建物、設備及び器具等をき損するおそれがあるとき。
- ④管理上支障があると認められるとき。
- ⑤偽りその他不正な手段により許可を受け、または許可の条件に違反したとき。